

平成30年度地域のチカラ応援事業の募集について

港北区では、地域の課題解決や地域住民のための活動を自主的・主体的に行う団体を応援するため、平成30年度の「地域のチカラ応援事業」事業募集を行います。

- 募集期間:2月9日(金)～3月9日(金)(平日のみ、受付時間は9時～17時)

※広報よこはま港北区版2月号、楽遊学2月号でも周知するほか、区役所ホームページにも掲載します。募集要項や申請書は、2月5日(月)から区役所にて配布開始予定です。

- 申請先:港北区役所 4階 46番窓口 地域振興課地域力推進担当

※受付時にヒアリングをしますので事前に御連絡の上申請書を御持参ください。

- 説明会:御不明な点や御相談にお答えする、説明会を開催します。

2月9日(金) 午後2時～午後3時30分

2月16日(金)午後7時～午後8時30分

※会場は両日ともに4階2号会議室

募集事業については
裏面に掲載しています

- お問合せ

港北区地域振興課地域力推進担当(電話:540-2247 FAX:540-2245)

平成29年度地域のチカラ応援事業最終報告会・交流会について

- 平成29年度 地域のチカラ応援事業最終報告会・交流会

日 時:3月17日(土) 午前10時～午後5時(予定)

会 場:慶應義塾大学日吉キャンパス来往舎

※後日、出席についての依頼文をお送りします。

※どなたでも御参加いただけます。

●地域のチカラ応援事業補助金募集事業

地域課題の解決や港北区の魅力を高めることを目的に行う、主に港北区民を対象とした事業。
以下の5コースを設定しています。

チャレンジコース

対象:地域での活動やイベントなどの取組実績がある団体が、「福祉保健」、「文化芸術」、「地域まちづくり」をテーマに取り組む事業。※公開提案会でのプレゼンテーションが必要

応援内容:補助金交付・港北区後援名義の使用承認。補助金額の上限は30万円、最長5年間。(補助金の対象となる経費の1/5以上の自己資金が必要です。)

※公開提案会:一般公開の場で事業内容の提案を行っていただきます

日時:4月21日(土) 午前10時～午後4時(予定)

会場:港北区役所 4階1・2号会議室

キックオフコース

対象:港北区内で開催される大規模スポーツイベントを契機として、スポーツ振興・スポーツを通じた健康増進・外国人へのおもてなしなど、地域づくりのために新たに始めようとする事業

応援内容:補助金交付・港北区後援名義の使用承認。補助金額の上限は10万円、最長2年間。(補助金の対象となる経費の1/5以上の自己資金が必要です。)

スタートアップコース【応募期間以外にも年間を通じて相談・申込みを受け付けます。】

対象:地域の課題解決や地域住民のために始めようとする事業(居場所づくりなども含む)

応援内容:補助金交付・港北区後援名義の使用承認。補助金額の上限は5万円、最長2年間。(補助金の対象となる経費の1/5以上の自己資金が必要です。)

地域元気づくりコース

対象:自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携して取り組む事業

応援内容:補助金交付・港北区後援名義の使用承認。補助金額の上限は25万円、最長5年間。(補助金の対象となる経費の1/10以上の自己資金が必要です。)

パートナーシップコース

応援内容:港北区後援名義の使用承認。(補助金の交付はありません。)

※年度内に実施する複数の事業に対して後援名義を使用することができます。

※いずれのコースも審査の結果、不交付・不承認となる場合や、補助額が申請額から減額となる場合もあります。



©横浜市港北区ミズキー

※この事業の成立は、平成30年度予算が横浜市会において議決されることを条件としています。

港北区地域のチカラ応援事業補助金 平成30年度の募集を行います

港北区では地域の課題解決や地域住民のために
自主的・主体的に行う団体の活動を応援します。

○補助金

団体の活動実績や事業内容に応じて5つのコース(2. 3ページ参照)があります。
非営利の公益的な事業で主な対象者を港北区民とする事業に対して補助金を交付します。

○事業運営のお手伝い

専門家等を派遣して活動団体のニーズに応じた助言を行います。「住開き」などの居場所づくりを始めようとする団体や始めている団体への助言も行います。

補助金の応募について

応募期間：**平成30年2月9日(金)～3月9日(金)**
(平日のみ)

受付時間：**9時～17時**

受付場所：**港北区役所 地域振興課地域力推進担当**
(区役所4階 46番窓口)

※受付時に簡単なヒアリングをします。事前に御連絡の上、申請書類を御持参ください。
※応募いただいた申請書をもとに、補助対象としてふさわしい事業を審査・選考します。
審査した結果、補助金が不交付となる場合や申請額より少なくなる場合もあります。

地域のチカラ応援事業補助金相談会

補助金全般に関するご質問や、申請書の書き方がわからない、こういう事業は対象になるの?など、さまざまな疑問にお答えいたします。
全体説明ではなく個別に対応いたします。

日時：**平成30年2月9日(金)14時～15時30分**
平成30年2月16日(金)19時～20時30分

会場：**区役所4階2号会議室**



お問い合わせ先

港北区役所地域振興課地域力推進担当(区役所4階 46番窓口)

所在地：港北区大豆戸町26-1 電話：540-2247 FAX：540-2245

港北区ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/chikara/>

※本事業は横浜市会における平成30年度予算の議決をもって確定します。

コース	1 チャレンジコース	2 キックオフコース	3 スタートアップコース
対象となる事業	<p>〇次の 1～2 の条件を満たすもの</p> <p>1 まちづくり、福祉保健、防災、防犯、子育て、環境、文化、地域活動などの分野で活動実績がある団体が行う事業</p> <p>2 次の 3 つのテーマのうち一つに取り組む事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健（「ひっとプラン港北」に掲げる目標を具体化し計画を推進する取組、または地域の福祉保健課題を解決する取組） ・ 文化芸術（文化・芸術活動を通じ、地域づくりに貢献する取組） ・ 地域まちづくり（地域で活動している様々なグループの連携・協働を促進し、地域の複雑な課題を解決しようとする取組） <p>例えば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住開き」などの居場所づくり 	<p>港北区内で開催される大規模スポーツイベントを契機としてスポーツ振興、スポーツを通じた健康増進、外国人へのおもてなしなど地域づくりのために新たに始めようとする事業。</p> <p>例えば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢者の健康増進のためのウォーキングイベント</u> ・ <u>外国人への区内案内マップ作成</u> 	<p>これから地域の課題や地域住民のために始めようとする事業。</p> <p>例えば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子育て支援活動</u> ・ <u>「住開き」などの居場所づくり</u> 
補助金額上限	30万円	10万円	5万円
必要な自主財源	補助対象経費の1/5以上		
その他応援内容	港北区役所の後援名義の使用		
補助年限	<p>最長5年</p> <p>※過去にスタートアップコースやキックオフコースで補助を受けた事業はその年数を引き継ぎます。</p>	最長2年	
その他	<p>公開提案会で企画内容の提案および年度内に行われる活動報告会での発表が必須事項です。</p> <p>「公開提案会」</p> <p>日時：4月21日（土）10時～</p> <p>場所：港北区役所4階1号会議室</p>		<p>スタートアップコースについては、応募期間以外にも年間を通じて相談・申込みを受け付けます。</p>

コース	4 地域元気づくりコース	5 パートナーシップコース
対象となる事業	○自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携し継続して取り組む事業 ○まちづくり、福祉、防災、防犯、子育て、環境、文化、地域活動などの分野で一定の活動実績がる団体が行う事業	○地域の課題解決や地域の魅力づくりなど幅広く地域づくりにかかわる事業 ○補助金の交付を受けずに地域のチカラ応援事業に参加する事業
補助金額上限	25万円	補助金の交付はなし
必要な自主財源	補助対象経費の1/10	—
その他応援内容	港北区役所の後援名義の使用	○港北区役所の後援名義の使用 ○平成30年度内に実施する複数の事業を該当させることが可能
補助年限	最長5年	

対象とならない経費および事業

○次の経費は補助金の対象となりません

- (1) 申請団体の維持・管理・運営に要する経費や団体の機関誌・記念誌の印刷費、別組織への年会費
- (2) 申請団体の構成員への謝金、構成員のみを対象とした打合せの経費（事業のための打合せは可）
- (3) 申請団体の構成員や有償スタッフに対する保険料（事業参加者に対するレクリエーション保険は可）
- (4) 飲食費、電話・FAX料金、インターネット接続料金、自家用車のガソリン代等
- (5) 備品（事業に必要不可欠なもので、審査で認められたものは可）
- (6) 交付決定通知日前に支出された経費

○次の事業は補助対象となりません。

- (1) 宗教・政治・選挙活動や営利を目的とした事業、公益を害する恐れがあるとみなされる事業
- (2) 横浜市の主催事業及び横浜市との共催事業
- (3) 団体構成員だけを対象とした事業
- (4) 横浜市のほかの補助金、港北区社会福祉協議会の「みんなの助成金」を申請している事業

その他注意事項

○虚偽の申告・報告や補助金を他の事業用途に使った場合などは、補助金の一部又は全部を取り消して、補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。

○申請書類から得た個人情報、選考・審査及び統計資料作成、本人への連絡など事務作業に使用します。また、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記目的以外に使用することはありません。

○交付された団体の申請書類等は、補助金交付団体、港北区の双方で閲覧に供します。

○補助を受けた事業は、団体の名称と補助金額等を港北区のホームページ等を通じて情報提供します。

申請書類

- 1 補助金交付申請書
- 2 団体の概要
- 3 活動実績
- 4 事業計画書
- 5 事業収入予算書
- 6 規約またはこれに類する書類

※各様式は2月5日以降に港北区ホームページからダウンロードできます

港北区ホームページアドレス：

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/chikar>

事業運営への助言

- 1 活動を新たに始めようとする団体に対して、活動の立ち上げの助言を行います。
- 2 補助金交付決定した団体や補助金交付が終了した団体に対して、事業運営などの助言を行います。
- 3 「住開き」等、居場所づくりを新たに始めようとする団体、また、すでに始めている団体に対して助言を行います。

その他の支援

○地域の子カラ応援事業報告会・交流会

活動団体が集まり活動の情報交換をします。

補助金交付団体だけでなく、誰でも参加できます。

(中間報告会：10月予定、最終報告会：3月予定)

○情報誌 「港北力発見☆通信」

団体の活動などを紹介しています。(年3回程度発行)

区ホームページや区役所、区内公共施設で配布。

自治会町内会で回覧

○活動のサポート

区役所区民活動支援センターでは、区民活動の相談・情報提供、
機材の貸出し、会議室の提供などを行っています。

窓口：4階48番 電話：540-2246

○区民活動応援コーナー

区役所1階エレベーター前に掲示ボード(2か所)とチラシの
配布用ラックを設けています。

区民活動のポスター掲示、チラシ配布に利用できます。

